

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	川口市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和3年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none">①予防接種の実施に関する事務②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務③予防接種による実費の徴収に関する事務④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・健康管理システム・共通基盤システム(庁内用連携システム)・税宛名管理システム・既存住民基本台帳システム・個人住民税システム・団体内統合宛名システム(宛名システム等)・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項</p> <p>・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】 番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】 番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	川口市 保健部 保健所地域保健センター	
②所属長の役職名	地域保健センター長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	保健センター所長 香山 裕司	保健センター所長 林 敏夫	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 健康増進部 保健センター	川口市 保健部 保健所地域保健センター	事後	組織改変による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	保健センター所長 林 敏夫	地域保健センター長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②システムの名称	-	・個人住民税システム ・団体内統合宛名システム(宛名システム等) ・中間サーバ	事後	実際の事務の状況に併せて記載
令和2年10月22日	I 関連情報－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－①実施の有無	未定	実施する	事後	実際の事務の状況に併せて記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	<p>【別表第二における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に 「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・別表第二(第16の2、3の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2条、12の2の2、59の2条 <p>【別表第二における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務) 「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) ・別表第二(第16の2、17、18、19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、12の3、13、13の2条、59の2条 	事後	実際の事務の状況に併せて記載
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値再判定
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目－2取扱人数－いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値再判定
令和2年10月22日	IVリスク対策－5特定個人情報の提供・移転	[<input type="radio"/>]提供・移転しない(選択肢)－	[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない(選択肢) 十分である	事後	実際の事務の状況に併せて記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	評価書名	川口市 予防接種法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書	川口市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更
令和3年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	川口市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(略)	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更
令和3年2月10日	I 関連情報-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-①事務の名称	予防接種法による予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	記載内容に合わせた事務の名称変更
令和3年2月10日	I 関連情報-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	(略) ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①~③(略)	(略) 併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①~③(略) ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	法改正に基づく概要の追記
令和3年2月10日	I 関連情報-3 個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の第10項 予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2	事前	法改正に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項) ・別表第二(第16の3の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2条 <p>【別表第二における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることされている項) ・別表第二(第16の2、17、18、19の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、12の3、13、13の2条 	<p>【別表第二における情報提供】</p> <p>番号法第19条第7号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2 <p>【別表第二における情報照会】</p> <p>番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 	事前	法改正に基づく追記